

社会科学教育における国際人道法の教授法に関して

On the Teaching of International Humanitarian Law in Social Studies Education

上野友也¹, 坂本一也¹

KAMINO Tomoya¹, SAKAMOTO Kazuya¹

[キーワード Keyword] 学校教育, 中学校, 高等学校, 国際人道法, 指導方法

[所属 Institution] ¹岐阜大学教育学部 (Faculty of Education, Gifu University)

[要旨 Abstract] 日本の社会科学教育において国際人道法は重視されていない。それは、日本が日本国憲法の平和主義の理念に基づいて国際紛争解決の手段としての戦争を放棄したために、日本では、戦時中に適用される国際人道法の重要性が低いからであろう。しかし、アジア・太平洋戦争の教訓を学ぶだけでなく、現在の戦争や武力紛争を理解する上で国際人道法の知識と理解が不可欠である。本稿では、国際人道法教育に関連する先行研究を紹介し、学習指導要領解説と教科書の記述を踏まえながら、日本における国際人道法教育が十分に行われていないことを明確にする。その上で、海外の先進的な事例である赤十字国際委員会の「人道法の探究 (Exploring Humanitarian Law: EHL)」教育プログラムを紹介し、この教育プログラムを通じて、国際人道法が戦争や武力紛争に関連する傷病兵や文民の視点だけでなく、戦争や武力紛争に対する「第三者 (bystander)」の理解と行動を促すものであることを明らかにする。それを踏まえて、今後の日本における国際人道法教育のあり方について問う。

1. はじめに

国際人道法は、国家間紛争や国内武力紛争において傷病兵、難船兵、捕虜、文民（非戦闘員）に対する害敵行為を禁止し、これらの人びとを保護するための国際条約である。日本は、2004年に国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律を制定した。しかし、第二次世界大戦以後、日本は他国と交戦状態に陥ったことはなく、国際人道法に関連する法律を運用した経験もない。そのため、日本では、戦場における傷病兵や文民などに対する害敵行為の禁止やその保護の必要性はあまり議論されてこなかった。

このことは、日本の社会科学教育においても同様にみられる傾向である。中学校公民分野や高等学校公民科の学習指導要領解説には、国際人道法の記述はない。おそらく実際に授業で取り上げられることはまれであろう。その結果として、中学生や高校生のなかには、戦場で人権を保障する法があるのかどうか、あるとすれば、どのような法なのかという基本的な問いに解答できない者も出てくるであろう。そのことは深刻な問題を引き起こしかねない。

アジア・太平洋戦争の教訓は、紛争当事者が当時の戦時国際法（現在の国際人道法）を遵守せず、数多く

の死傷者を出したことにある。たとえば、日本の加害行為について考えてみると、日本軍はバターン死の行進をはじめとする捕虜への虐待を行い、国際社会からの非難を浴びた。また、軍隊による文民に対する危害も禁止されていたが、日本軍は重慶空襲、南京攻略、マニラ市街戦などの戦闘において無防備な文民を攻撃した。サイパンの戦いや沖縄戦では、日本軍が住民にアメリカ軍へ投降しないよう呼びかけたために、投降すれば保護されるはずの文民の多数が自決した。アジア・太平洋戦争の教訓を学ぶためには、国際人道法の知識と理解が不可欠である。

それでは、過去の戦争の教訓を学ぶためだけに、国際人道法の知識と理解が必要かといえばそうではない。現在進行している戦争や武力紛争を理解するためにも、国際人道法の知識と理解が不可欠である。冷戦終結後の世界においても、数多くの戦争や武力紛争が多発し、傷病兵や捕虜が出るばかりか、多くの文民が標的になる戦闘が繰り返されてきた。たとえば、ボスニアやコンゴ民主共和国での武力紛争では多数の女性が強姦されたが、それは国際人道法の観点からみてどのように理解するべきなのか。シリアでの武力紛争では、化学兵器が使用された疑いがあるが、化学兵器の使用は国際人道法に違反する行為であるのか。ルワンダでの

内戦ではジェノサイド（大量殺害）によって多くの文民が殺害されたが、国際人道法の侵害を理由に加害者を処罰するべきかどうか。このような冷戦終結後の戦争や武力紛争を理解する上でも、国際人道法の知識と理解は不可欠なものである。

本稿では、日本において国際人道法を教育することの意義や目的は何かを検討する¹。これを検討するために、国際人道法の教育に関する先行研究を調査し、中学校公民と高等学校公民の学習指導要領と教科書の記述について調査する。最後に、赤十字国際委員会が青少年向けの教育プログラムとして提唱している「人道法の探究（Exploring Humanitarian Law）（以下、EHLという）」という教材について検討する。それにより、日本において国際人道法の教育を推進する意義は、戦争を遂行する紛争当事者の視点というよりは、「第三者（bystander）」の視点から海外の戦争や武力紛争を理解し、傷病兵や文民の保護のために何ができるのかを思考する能力の涵養にあることを明らかにする。

2. 日本における国際人道法に関する教育

（1）先行研究

国際人道法を教育内容とする社会科教育法の研究はほとんどないが、その例外として、社会科教育法を専門とする西尾理の論稿があげられる。西尾は、アジア・太平洋戦争における日本兵士による加害行為の背景に、国際人道法に対する無知があったと述べている。そのため、国際人道法の知識に基づいた実践の必要性を説いた²。さらに、西尾は国際人道法が実際に遵守されず、加害が生じる場合を想定し、ウォルツァーの議論を用いてどのような局面において加害が許容されるのかを整理している。その整理した内容について、生徒の意見をもとに再検討を加えている³。

西尾の先行研究は、戦闘員による加害行為の正当性に関する教育実践であると考えられる。このような研究は戦闘員の実践的な対応に関する考察として重要なものであるが、文民の立場から戦争に対する向き合い方を考えさせる教育実践も必要であろう。たとえば、

以下のような問いが考えられる。日本やその他のアジア諸国における無防備な都市に対する空爆は、戦闘員と文民を区別し、文民を戦闘の対象としない国際人道法の観点から見てどのような評価を下せるのであろうか。沖縄戦などにおける集団自決は国際人道法の観点からみると、どのように判断すべきなのか。広島と長崎に対する原爆投下は多くの文民を死傷させたが、国際人道法の基準からすればどのように理解すればいいのか。核兵器の使用に関する国際司法裁判所の判決はどのように考えるべきなのか。このように戦闘員の立場からだけでなく、戦争の被害を受けやすい文民の立場からも授業を組み立てた方が、生徒にとって取り組みやすい授業になるであろう。

また、西尾は、アジアにおける日本の加害行為や、ヴェトナムに対するアメリカや韓国の加害行為を事例としているが、これも現在の生徒からするとなじみのないものであるかもしれない。日本の平和研究に一般的に見られる傾向として、日本によるアジア・太平洋戦争による加害と被害の研究、とくに広島・長崎に対する原爆に関する研究が中心的なテーマとなっている。これらについての研究が、国際平和の促進と新たな世界大戦の抑止に向けたものであるというまでもないことであるが、生徒の立場からすれば、テレビやインターネットで報道されている現在の戦争と平和の問題も検討する必要があるだろう。たとえば、原子力発電所に向けたミサイル発射は、国際人道法上どのように評価したらよいか。占領地から文民を強制的に別の場所へ移住させることは、国際人道法からみて許容されるのか。捕虜に対する虐待や処刑は禁止されているのか。女性や子どもに対する性暴力はどうか。少年兵や少女兵が戦場で戦うことはどのように考えるべきなのか。そのような現在の視点も踏まえた国際人道法の授業実践を考える必要もある。

さらに、西尾は、赤十字国際委員会が作成したEHLという教材を紹介していない。これは、13歳から18歳までの生徒に対して実施する国際人道法に関連する教育プログラムである。国際人道法の教育に関して研究する際に、赤十字国際委員会による教育プロ

¹ 過去の戦争の教訓や現在進行している戦争や武力紛争については、いわゆる平和教育の文脈で議論されてきた。しかし、平和教育においても国際人道法が取り上げられてはこなかった。平和教育の展開については、竹内久顕「平和教育学」への予備的考察(1)(2)(3)『東京女子大学紀要論集』第57巻1号、2006年、23-46頁；第60巻1号、2009年、25-46

頁；第61巻2号、2011年、223-236頁。

² 西尾理「戦場における兵士に着目した平和教育の教材化」『中等社会科教育研究』第27号、2008年、90頁。

³ 西尾理「加害からの平和教育——ナショナリズムを超えて」『都留文科大学研究紀要』第88集、2018年、87-92頁。

グラムを紹介し、その内容を検討する必要性はあるだろう⁴。このプログラムに関する詳細は後述することにし、ここからは現在の日本の学習指導要領解説と学校現場で用いられている教科書を参考に、日本における国際人道法の教育の現状について検討する。

(2) 中学校学習指導要領解説（社会編）

中学校学習指導要領（平成29年度告示）解説（社会編）では、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の3つの基本的原則を理解させることが公民分野の重要な要素の一つであると述べられている⁵。その3つの基本的原則のなかでも、本稿においてとくに重要な原則は平和主義である。日本国憲法第9条の規定に示されている国際紛争解決の手段としての戦争の放棄と、陸海空軍その他の戦力の不保持は、戦後日本の平和と国際関係を理解する上でも根幹をなすものである。

一方、中学校学習指導要領においては、国際協力についても言及がある⁶。それによれば、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解できるようにさせることが公民教育の目標の一つであると言明している。さらに重要なことは、これらの理解のためには、「日本国憲法の平和主義についての理解を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにするとともに、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成するに努める」という記述にある。

「日本国憲法の平和主義についての理解を基に」ということは、平和主義の基本的な原則である国際紛争解決の手段としての戦争の放棄と、陸海空軍その他の戦力の不保持という原則の理解を基にして、国際平和への貢献をするべきであると読むことができよう。日本政府は、自衛隊が陸海空軍その他の戦力に至らない武力であると解釈しており、その見解を基礎に考えるとすれば、日本の国際貢献は自衛隊を利用しない非軍

事的な貢献と、自衛隊を利用するが国際紛争解決の手段としての戦争に至らない軍事的な貢献に限定される。たとえば、外国の紛争や災害に対して日本が貢献できるのは、前者に関しては、緊急資金援助、緊急援助物資の提供、国際緊急援助隊の派遣（自衛隊の派遣を除く）であり、後者に関しては、自衛隊部隊による国際緊急援助隊の派遣、国連平和維持活動への参加、人道的な国際緊急援助、多国籍軍への後方支援などである。これらの自衛隊の活動は、いずれも武力行使と一体化しない範囲において、日本国憲法上許容されると政府は解釈している。

このように日本の安全保障と国際貢献は、日本国憲法の平和主義の理念に基づいて実施されるものであり、他国と交戦状態にならないことを前提にしている。もちろん、日本政府は他国と交戦する場合を想定して自衛隊を創設し、防衛力を整備してきた。しかし、日本国憲法の平和主義の理念からすれば、他国との交戦状態は例外的な事態であって、あくまでも原則は他国との平和共存である。このことは、日本国憲法の平和主義を前提とする中学校公民分野の教育においても同様である。そのため、他国との交戦状態を前提とした国際人道法の教育は、中学校公民分野において教育する内容としてなじまないであろう。

(3) 高等学校学習指導要領解説（公民編）

それでは、高等学校公民分野における教育指導要領解説では、どのような記述がなされているのかをみてみよう。

新課程の「公共」分野では、「我が国の安全保障と防衛」に関して、「日本国憲法の平和主義について理解を深めることができるようにするとともに、我が国の防衛に関する基本的な事柄にも触れながら、変化する国際情勢の中で、我が国の安全が世界の平和の維持といかに不可分に関連しているかについての理解を深めることができるようにする」⁸とあり、日本国憲法の理解を前提にして日本の安全保障の理解を進めることを重視している。また、「国際貢献」については、「日本国憲法の平和主義の理解や、我が国が行って

⁴ もちろん、これまでEHLを意識した授業実践が行われていないわけではない。日本赤十字社ホームページを参照。

<https://www.jrc.or.jp/volunteer-and-youth/youth/humanity/school/>（2022年9月1日閲覧）

⁵ 文部科学省「中学校学習指導要領解説（平成29年告示（社会編）」、2017年、153頁。

⁶ 同上、158頁。

⁷ 同上。

⁸ 文部科学省「高等学校学習指導要領解説（平成30年告示）解説 公民編」、2018年、64頁。

る世界の平和と人類の福祉に貢献している様々な国際貢献についての理解を踏まえ、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について理解できるようにする」⁹とあり、「我が国の安全保障と防衛」と同様に、「国際貢献」においても日本国憲法の平和主義の理解が前提となる。

また、「政治・経済」分野では、「我が国の安全保障と防衛、国際貢献」に関して「日本国憲法の平和主義の理解を基に、我が国の安全保障と防衛、国際貢献について理解を深めることができるようにする」とあり、基本的には中学校公民分野の教育指針と同一のものとなっている¹⁰。つまり、日本の防衛や国際貢献については、日本国憲法の平和主義を基礎として教育することが原則である。このことから判断すると、中学校公民分野において言及したように、国際人道法は必要不可欠な教育内容とは考えにくい。

(4) 高等学校「政治・経済」の教科書

それでは、高等学校学指導要領解説（公民編）に基づいて作成される「政治・経済」の教科書において、国際人道法について記載があるかどうか、また、あるとすればどのような記述なのかを検討してみよう。

「政治・経済」の教科書は、2022年4月時点で東京書籍、第一学習社、実教出版、清水書院、数研出版、山川出版社の6社から刊行されている。これらの「政治・経済」の教科書にある記述を調べてみたい。なお、出版社には複数の「政治・経済」の教科書を刊行している場合があるが、その場合には、A5版の教科書を調べることにする¹¹。

「政治・経済」の教科書における国際人道法の記述

⁹ 同上

¹⁰ 同上、149頁。

¹¹ A5版はB5版に比べて、一般的に進学校向けの難易度の高い教科書となっている。現在では、A5版は6社すべてから出版されている。文部科学省「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」、2021年、59頁。

[https://www.mext.go.jp/content/20210604-](https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_kyokasyo02-000014470_4.pdf)

[mxt_kyokasyo02-000014470_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_kyokasyo02-000014470_4.pdf) (2022年9月1日閲覧)。

なお、新課程では「政治・経済」の教科書は、東京書籍、第一学習社、実教出版、清水書院、数研出版の5社から刊行される。文部科学省「高等学校用教科書目録（令和5年度使用）」、2022年、12頁。

東京書籍・・・記述あり 「第二次世界大戦後、すべての人の人権を広く保障する国際人権法や武力紛争での兵士、捕虜、一般市民の人道的取扱いなどに関する国際人道法が注目され、国連憲章は人権尊重を基本原則に定めた」 ¹² 。
第一学習社・・・記述あり 「冷戦終結後、基本的人権を保障する動きはいつそう高まり、武力紛争時の非戦闘員の保護などを定めたさまざまな条約（国際人道法）を締結する動きも広まった」 ¹³ 。
実教出版・・・記述なし
清水書院・・・戦時国際法の記述あり 「また、戦争状態に適用される戦時国際法も定められた」 ¹⁴ 。
数研出版・・・記述なし
山川出版社・・・記述あり 「武力紛争時における人道確保のためのルール、「捕虜の待遇に関する条約」を含むジュネーブ4条約など」 ¹⁵ 。

このように6社のうち4社の教科書で国際人道法（戦時国際法を含む）に関する記述がある。とくに、東京書籍の記述は、国際人道法の目的を短い字数のなかでの確に捉えられている。

[https://www.mext.go.jp/content/20220418-](https://www.mext.go.jp/content/20220418-mxt_kyokasyo02-000021956_3.pdf)

[mxt_kyokasyo02-000021956_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220418-mxt_kyokasyo02-000021956_3.pdf) (2022年9月1日閲覧)。

¹² 間宮陽介ほか著『政治・経済（311）』、東京書籍、2018年、88頁。

¹³ 三浦軍三ほか著『高等学校改訂版 政治・経済（309）』、第一学習社、2018年、16頁。

¹⁴ 中村研一ほか著『高等学校現代政治・経済（314）』、清水書院、2018年、90頁。

¹⁵ 山崎広明ほか著『詳説政治・経済 [改訂版]（316）』、山川出版社、2018年、85頁。

学習指導要領解説は公民分野における最低限度の不可欠な教育内容について記述されており、それには国際人道法は含まれていない。しかし、教科書では学習指導要領解説における教育内容を越えて「政治・経済」の教育内容として高度な内容が盛り込まれており、それには一部の教科書を除いて国際人道法が含まれている。国際人道法はより発展的な内容であると解釈できるであろう。

しかし、このように一部の教科書において国際人道法について言及があったとしても、かなり限られた情報しか生徒に伝えることしかできない。それがどのような条約であるのか、そもそも国際人道法が必要な理由は何なのかという基本的な問いについては十分教えられるとは思われない。

3. 「人道法の探究」

(1) 概要

それでは、日本において国際人道法を教育する意味はないのであろうか。このことをさらに検討するために、赤十字国際委員会と教育開発センターが2001年に作成し、2007年改訂したEHLという教育プログラムに着目したい¹⁶。ここからは、EHLの概要を説明し、その内容を検討し、それを日本に導入することの意義について論じる。

EHLは、13歳から18歳までの若者に国際人道法の基本的なルールと原則を教えるための教育プログラムである¹⁷。しかし、EHLの目的はそれに限られない。このプログラムは、武力紛争が発生した場合の倫理的・人道的な問題を探究することを目的とする。そのなかでも最も重要なことは、若者が日常生活のなかで人道の原則を受容することにある。具体的にEHLを通じて育成する能力は、以下の四つである。戦争や武力紛争に際して、生命や人間の尊厳を尊重する必要性

を理解すること。人道的な問題、国際人道法のさまざまな側面、その適用の複雑さを理解させること。時事問題への関心、国内外の紛争を人道的観点からみる能力を構築すること。社会奉仕や社会の最も脆弱な立場の人のための活動に参加することである。このことを通じて、EHLは若者の社会意識を高め、市民としての責任感を磨くのに貢献する¹⁸。すなわち、EHLプログラムは、必ずしも戦争や武力紛争に関わる原則やルールを教えるだけでなく、人道主義の観点から国内外の紛争や対立、差別や貧困といった多様な課題を分析する能力を構築することを目的としている。

EHLの教師用リソースパックには、すべての教育モジュール、方法論ガイド、実施ガイド、および用語集が含まれている¹⁹。EHLの教授法などに関する教師用のトレーニングビデオも用意されている。さらに、プログラムの実施担当者向けに、実験と評価に関するガイドと、カリキュラムにEHLを取り入れるためのガイドの2冊も提供されている²⁰。2012年からは、短縮版である「ミニEHL」も利用できるようになった²¹。すでに教師用リソースパックは19の言語に翻訳されており、日本語で利用できるモジュールもある。ただし、2007年版のEHLの日本語のモジュールは一つしかないため、以下、英語のEHLモジュールについて説明していく²²。

(2) プログラムの内容

EHLプログラムは、導入、モジュール、総括という3つの部分から構成される。モジュールは5つあり、人間の尊厳を尊重する人道の原則、武力紛争を制限するための国際人道法、戦場での国際人道法の適用、国際人道法を紛争当事者に遵守させるための方法、武力紛争が発生した場合の人道支援活動である。これらの段階を踏むことによって、国際人道法の意義、目的、

¹⁶ International Red Cross and Crescent, "Exploring Humanitarian Law," 2012, p. 7.

<https://shop.icrc.org/icrc/pdf/view/id/588> (2022年9月1日閲覧)。

¹⁷ *Ibid.*, p. 2.

¹⁸ *Ibid.*, p. 4.

¹⁹ 赤十字国際委員会のホームページを参考のこと。

<https://www.icrc.org/en/doc/what-we-do/building-respect-ihl/education-outreach/ehl/exploring-humanitarian-law.htm> (2022年9月1日閲覧)。

²⁰ *Ibid.*

²¹ *Ibid.*

²² 日本語のEHLプログラムである「人道法の探究」は、2002年のEHLプログラムを翻訳したものである。日本語版の「人道法の探究」は、以下の日本赤十字社のホームページから閲覧できる。ただし、モジュール2までの翻訳である。本稿では、英語の2007年の改訂版について論じる。

https://www.jrc.or.jp/volunteer-and-youth/youth/pdf/seishonen_EHL2.pdf (2022年9月1日閲覧)。

方法について包括的に学べるように設計されている。以下、モジュールの構成について説明する²³。

EHLプログラムの構成

人道法探究への導入

人道法探究への導入：イメージと認識の把握
 入門的探究において、生徒は武力紛争に関連するいくつかの質問に対して応答する。彼らはプログラムを通してこれらの質問に取り組むことになる。それは、とくに「人間の尊厳とは何か」という問いである。

モジュール1：人道的な観点

探究1 A：「第三者」には何ができるか？
 探究1 B：人道的な行動を考える
 探究1 C：「第三者」のディレンマ
 生徒は特定の視点から世界を見ることを学ぶ。ありふれた人びとによって行われた人道的行為を調べ、社会の出来事を形成する上で「第三者」が果たす役割について学ぶ。また、誰かの命や尊厳を守ろうとするとときに「第三者」が直面しうるリスク、障害、ディレンマについても学ぶ。この最初のモジュールでは、生徒もまた「第三者」として、社会の出来事に影響を与えられることを理解できる。

モジュール2：武力紛争の制限

探究2 A：破壊の抑制
 探究2 B：過去の行動規範
 探究2 C：少年兵に着目して
 探究2 D：兵器に着目して
 探究2 E：兵器の広範囲での蔓延
 武力紛争を規制するためにルールが必要なのか、必要だとしたらどのような形であるべきかについて議論する。これまでの探究の結果、ほとんどの生徒がルールの必要性を認識し、戦時に生命と人間の尊厳を守るためのルールを提案できるであろう。それを受けて、国際人道法の基本的なルールを学習し、自分の提案と比較する。ここで疑問が生じる。それは、なぜ人びとは戦時にあまりにも

頻繁に国際人道法のルールに違反するのかという疑問である。

モジュール3：施行されている法律

探究3 A：違反を摘発する
 探究3 B：戦闘員の視点から
 探究3 C：責任は誰にあるのか？
 探究3 D：ケーススタディ My Lai [マイ・ライ事件 (ベトナム戦争)]
 戦闘員が現実の状況で直面しうるディレンマと、彼らが法を尊重することの難しさを考えることで、この問いに対する答えを提供する。生徒は、プログラムの初期に提起される問いに対して答え、それについて議論する。その問いとは、国際人道法の尊重をより確実にするために何ができるか。国際人道法の尊重を確実にする責任は誰にあるのか。そして、国際人道法の侵害に対処することは重要かどうか、重要であるならばどのように対処すればよいかという問いである。

モジュール4：司法の遵守

探究4 A：国際人道法違反への対処の根拠と選択肢
 探究4 B：司法による選択肢
 探究4 C：司法によらない選択肢
 これらの問いを取り上げ、国際人道法の侵害に対処する方法に注意を促す。国際人道法のルールへの違反に対処できないのであれば、国際人道法の価値が疑問視される可能性が高いので、これは学習プロセスにおいて重要なステップである。また、武力紛争の結果への対処という問題にも関心を寄せる。

モジュール5：戦争の結果への対処

探究5 A：戦争による破壊から生じるニーズ
 探究5 B：戦争避難民のキャンプを企画する
 探究5 C：捕虜の保護に着目して
 探究5 D：家族の再会に着目して
 探究5 E：人道的な行動の倫理性
 戦争がもたらす破壊、それに対応するために必要

²³ International Red Cross and Crescent, "Introduction: All about EHL," 2009, p. 7. <https://www.icrc.org/en/doc/what-we-do/building-respect-ihl/education-outreach/ehl/ehl->

[other-language-versions/ehl-english-introduction.pdf](https://www.icrc.org/en/doc/what-we-do/building-respect-ihl/education-outreach/ehl/ehl-) (2022年9月1日閲覧)。

な努力、そして人道支援団体が直面しうるディレンマについて学ぶ。そして、次のような問いを立てる。人間の尊厳を高めるために、人道支援団体は何ができるのか。変化をもたらすために何ができるのか。

総括

探究のまとめ：われわれはここからどこに向かうのか。

最後に、生徒が自分たちで小さなプロジェクトを立ち上げ、行動を起こすよう促す。

EHLプログラムのすべてを紹介することはできないが、以下、導入の具体的な授業の内容についてみていこう²⁴。

1. イントロダクションと雰囲気作り (5分)

このディスカッションの目的は、国際人道法の勉強を始めるにあたって、生徒が何を考えているかを知ることにあることを伝える。また、このテーマについて十分な知識をもつことは期待されておらず、出てくるかもしれない問題について不安な場合は、誰も発言する必要はないことを再確認する。話し合いのルールを決める。

- ・相手の話に注意深く耳を傾け、相手が話し終えるまで待つ。
- ・他の人の意見に反対するのは自由だが、仲間の生徒とその意見には敬意をもって接する。

2. ディスカッションを始める (5分)

国際人道法は、生命と人間の尊厳を守ることを目的としている。したがって、人間の尊厳の概念は、「人道法の探究」(EHL)の中心をなすものである。

「導入に関する質問」から、人間の尊厳に関する冒頭の質問を投げかける。

それに対して、生徒にブレイクストーミングをさせる。これによって、単語やフレーズのリストができる。

3. 議論を続ける (25分)

他の質問を選んで、議論を続ける。生徒に意見を述べるように促し、具体的な例を挙げさせる。

4. 閉会 (10分)

人間の尊厳の概念と武力紛争を結びつけて、議論を締めくくる。

ここでいう「導入に関する質問」とは、以下の通りである²⁵。このEHLプログラムにおいて探究すべき疑問が列挙されているので、そのすべて引用する。

人間の尊厳

・人間の尊厳とは何でしょうか。あなたはどのように定義しますか。

戦争

- ・戦争や武力紛争と聞いて、どのようなイメージが浮かびますか。
- ・現在、世界ではどのような戦争が起きていますか。
- ・過去の戦争について知っていますか。
- ・戦争とは何ですか。

戦争の手段・方法

- ・武力紛争において、いかなる兵器の使用も禁止または制限されるべきですか。それはなぜですか。
- ・武力紛争において、いくつかの戦闘方法を禁止すべきでしょうか。それは、なぜでしょうか。

²⁴ International Red Cross and Crescent, "Introductory exploration: Images and perceptions," 2009, p. 5. <https://www.icrc.org/en/doc/what-we-do/building-respect-ihl/education-outreach/ehl/ehl-other-language-versions/ehl-english-introductory-exploration.pdf> (2022年9月1日閲覧)。

²⁵ *Ibid.*, pp. 8-9. なお、教員向けの国際人道法に関する質問

と解答に関する資料も用意されている。See International Red Cross and Crescent, "Exploring Humanitarian Law: IHL Guide - A legal manual for EHL teachers," 2009, <https://www.icrc.org/en/doc/what-we-do/building-respect-ihl/education-outreach/ehl/ehl-other-language-versions/ehl-english-ihl-guideline.pdf> (2022年9月1日閲覧)。

「敵」に対する見方

- ・「敵」をどのように定義しますか。
- ・武力紛争中に敵が保護されるに値することがありますか。

文民

- ・文民とは誰のことですか。
- ・武力紛争の間、文民はどのように扱われるべきですか。それはなぜですか。
- ・文民が攻撃されることはありますか。
- ・文民への攻撃は正当化されることがありますか。あるとすれば、どのように正当化できますか。
- ・文民が敵の戦闘員に食糧を運んでいる場合はどうでしょうか。
- ・文民が敵に武器を提供していたらどうですか。

子どもたち

- ・なぜ少年少女が武力紛争に参加することがあるのでしょうか。
- ・子どもが戦争に参加することは容認されますか。そうだとしたら、なぜでしょうか。

負傷した戦闘員

- ・負傷した敵の戦闘員はどのように扱われるべきですか。

捕虜となった戦闘員

- ・捕虜となった敵の戦闘員はどのように扱われるべきですか。それはなぜですか。
- ・その人があなたの家族の誰かを傷つけた場合はどうですか。
- ・情報を得るために捕虜を拷問することは許されますか。許されるとすれば、それはどのような状況でしょうか。

女性

- ・女性は戦闘に参加していますか。それについてどのように思いますか。
- ・戦争で被害を受けた女性を特別に保護するルールがあるべきでしょうか。どのような保護が必要でしょうか。

その他の被保護者

- ・戦時に特別な保護が必要な人はいますか。それは誰でしょうか。それはなぜでしょうか。

戦時中に保護される場所

- ・攻撃されてはならない場所がありますか。それは、どのような場所でしょうか。また、なぜ攻撃してはいけないのでしょうか。

- ・病院や医療施設を攻撃することは許されますか。その理由またはそうでない理由は何でしょうか。もし攻撃が許されるとするならば、どのような状況でしょうか。

- ・宗教施設を攻撃することは許されますか。なぜ許されるのでしょうか、あるいはなぜ許されないのでしょうか。許されるとするならば、どのような状況で許されるのでしょうか。

- ・人びとの家、町、公共施設を破壊することは許されますか。それは、なぜ許されるのでしょうか、あるいは許されないのでしょうか。許されるとするならば、どのような状況で許されるのでしょうか。

法律

- ・法律とは何ですか。
- ・法律は何に由来しますか。
- ・武力紛争によって引き起こされる苦しみを制限するための法律があることは合理的であると考えますか。その理由またはそのように考えない理由は何ですか。
- ・武力紛争によって引き起こされる苦しみを制限するための法律は存在しますか。存在するとすれば、それはどのような内容ですか。

人道的組織

- ・戦時に人びとを保護し支援することを仕事とする組織を知っていますか。
- ・それはどのような組織ですか。彼らは何をしていますか。

人間の尊厳

- ・武力紛争の時代における人間の尊厳とは何ですか。

「導入に関する質問」は、いくつかのグループに整理することができる。第一に、人間の尊厳に関する質問である。人間の尊厳の尊重については、このEHLプログラム全体において根幹をなす概念である。このEHLプログラムにおける導入の授業では、この人間の尊厳の尊重について生徒に考えさせるが、非常に抽象的な問いであるために議論が深まらないのではないかと推測される。また、教師も人間の尊厳の尊重という行為をうまく説明できないことも考えられる。ここではさしあたり、人間の尊厳の尊重とは人間らしく生きることを尊重することと考えるとよいであろう。そ

れには、生命と健康が尊重されること、苦痛を受けないこと、他人からの保護を受けられること、といった他人からの行為を含むものであろう²⁶。

第二に、武力紛争やその手段に関する質問である。過去や最近の武力紛争についての知識を問うだけでなく、武力紛争で用いることが許容される、あるいは禁止される兵器や戦闘方法について考えさせる質問になっている。とくに、禁止される兵器や戦闘方法を問うことによって、殺傷能力の高い兵器や戦闘方法が禁止されており、このことを生徒に理解させることが重要である。

第三に、戦闘から除外される人びとと場所に関する質問である。「敵」であればすべての人間に危害を加えてよいわけではなく、交戦の意思がない「敵」に対する戦闘は禁止される。傷病兵や捕虜はそのような意味において保護されることを生徒に理解させるべきであろう。また、文民、子ども、女性に関しても交戦の意思がないことが保護の前提となるため、これらの人びとがつねに保護の対象となるわけではない。このように生徒にはどのような場合に戦闘の対象となり、どのような場合に保護の対象となるのかを自発的に考えさせ、他の生徒と議論することを通じて理解を深める必要がある。これは、戦闘から除外される人びとだけでなく、戦闘目標から除外される場所についても同様である。

第四に、法に関する質問である。これまで人間の尊厳の尊重、武力紛争において禁止される兵器や戦闘方法、武力紛争において保護される人間や場所について質問を投げかけてきた。その上で、国際人道法が兵器や戦闘方法の禁止と保護されるべき人間や場所に関してどのように規定しているのか、規定しているとすればどのような内容となっているのかについて生徒に質問して議論させる。当然のことながら、EHLプログラムの最初では、生徒は国際人道法の規定について何らの知識ももっていないが、議論を通じてどのような法が存在するべきかということをあらかじめ考える機会を与えることが重要である。

最後に、人道支援活動に関する質問である。これは、傷病兵や捕虜、文民に対する危害を禁止した国際人道法があるにもかかわらず、国際人道法が侵害された場合に、国際社会がどのように行動するべきかを生徒に考えさせる質問である。他国の戦争や武力紛争にお

て、人間の尊厳を尊重するためにどのように行動するべきか、あるいは、行動するべきではないのかを考えさせることになる。

4. おわりに

これまで日本における国際人道法教育に関する先行研究と現状について説明し、日本は国際人道法の教育に消極的であることを明らかにした。それは、日本国憲法が国際紛争解決の手段としての戦争を放棄しているので、戦時に適用される国際人道法の教育は社会科の教育内容としてなじまないからであろう。一方、海外での国際人道法教育に関する教育プログラムとして、赤十字国際委員会が開発した「人道法の探究」の概観を紹介した。そのすべてを紹介することは紙幅の関係からできなかったが、これは日本の社会科教育における国際人道法の理解を促進する上でも意義のあるものであった。

その理由として第一に、EHLプログラムは過去の戦争や武力紛争にとどまらず、現在進行中の戦争や武力紛争における人権侵害が教材として用いられており、国際社会における課題の理解を進める日本の社会科教育においても重要な視座を与えるものである。これまでの平和研究は、アジア・太平洋戦争やヴェトナム戦争といった現在の生徒からするとあまりなじみのない戦争を教材として用いてきたが、過去の戦争の経験を現在の生徒に伝達することはきわめて重要な教育内容である一方、現在の戦争や武力紛争に対して生徒がどのように法的に理解すべきなのかという観点が重視されてこなかった。そのような意味において、このEHLプログラムは、現在進行している戦争や武力紛争に対する新たな視座を日本の生徒にもたらしめるであろう。

第二に、EHLプログラムは、実際の戦場において兵士の立場から具体的な状況を判断させ、生徒に実践的な対応を考えさせるプログラムとなっている。これは、先行研究として紹介した西尾の教育実践と同様である。ただ、EHLプログラムは、兵士の立場に立って国際人道法の適用の難しさを生徒に考えさせるだけでなく、人道支援団体などの立場に立って国際人道法の規定をどのように運用するのかも考えさせるものである。とくに、EHLプログラムにとって重要なことは、次に述べる「第三者」からの視点である。

²⁶ 具体的な内容については、国際人道法の基本原則を定めたとされる1949年ジュネーブ諸条約共通3条の規定が参考に

なる。

第三に、EHLプログラムは、人道的な観点から「第三者」が問題に対して何を解決できるのかを探究させており、社会の課題に対する理解と参加を通じた課題の解決という社会科教育の目標と軌を一にする。ここでいう「第三者」とは傍観者という意味ではなく、「他人の生命や人間の尊厳が危険にさらされている事件に、当事者でなくとも気づいている人」のことであり²⁷、紛争当事者ではないが、戦争や武力紛争に関心をもって、そのような問題に対して何らかの行動を起こす人である。日本国憲法の平和主義によれば、日本は国際紛争解決の手段としての戦力を放棄したのであるから交戦状態は例外的な事態であるので、戦時中に適用される国際人道法に対する関心は高くなく、ましてや社会科教育における国際人道法の重要性は低い。しかし、EHLプログラムは、紛争当事者である戦闘員や非戦闘員のみならず、戦争や武力紛争に関与していない「第三者」にとっても国際人道法の理解は重要であることを教えてくれる。とくに「第三者」が、戦場での人間の尊厳を尊重するための国際協力や人道支援に対して貢献できることは少なからずある。

前述したように、EHLプログラムによって育成される能力は、戦争や武力紛争に際して生命や人間の尊厳を尊重する必要性を理解すること。人道的な問題、国際人道法のさまざまな側面、その適用の複雑さを理解させること。時事問題への関心、国内外の紛争を人道的観点からみる能力を構築すること。社会奉仕や社会の最も脆弱な立場の人のための活動に参加することであった。日本の社会科・公民科教育の目標が「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる…社会の形成者に必要な公民としての資質・能力」²⁸の育成にあることからすれば、他国の戦争や武力紛争に対して理解を深め、国際人道法の理解に基づいて「第三者」である生徒に何ができるのかを考えさせるEHLプログラムはこうした能力の育成に資するものといえよう。

²⁷ International Red Cross and Crescent, "Module 1: The humanitarian perspectives," 2009, p. 5.
<https://www.icrc.org/en/doc/what-we-do/building-respect-ihl/education-outreach/ehl/ehl-other-language-versions/ehl->

[english-module1.pdf](#) (2022年9月1日閲覧)。

²⁸ 文部科学省「中学校学習指導要領(平成29年告示)」、2017年、41頁；同「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」、2018年、79頁。